



保総発第 0330001 号

平成 19 年 3 月 30 日

都道府県
各 老人保健主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省保険局総務課長



平成 19 年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に
係る割合及び率等について（通知）

平成 19 年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る割合及
び率を定める政令（平成 19 年政令第 108 号）及び老人保健法による保険者の
拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平
成 19 年厚生労働省令第 37 号）が今般公布されるとともに、平成 19 年度にお
ける老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）による保険者の拠出金の額の算定に
関して厚生労働大臣が定める率及び額並びに老人保健法による保険者の拠出金の
額の算定に関する省令（昭和 62 年厚生省令第 6 号）その他関係省令の規定に基
づく平成 19 年度における全保険者平均老人加入率見込値等が、平成 19 年厚生
労働省告示第 89 号及び第 90 号により公示され、平成 19 年度における保険者
の拠出金の額の算定について、必要な規定の整備が行われたところである。その
主要な内容は次のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内市町村（老
人医療主管課及び国民健康保険主管課）（特別区を含む。）及び国民健康保険組合
に対する周知を図り、その円滑な実施に配意されたい。

記

第 1 平成 19 年度における各保険者の拠出金の額

平成 19 年度における各保険者の拠出金の額の算定方法は、次のとおりであ
ること。

1 平成19年度における医療費拠出金の額

平成19年度における医療費拠出金の額の算定方法は、次のとおりであること。

平成19年度医療費拠出金額＝平成19年度概算医療費拠出金額

$$+ \text{ (平成17年度確定医療費拠出金額)}$$

$$- \text{ (平成17年度概算医療費拠出金額)}$$

$$+ \text{ 調整金額}$$

平成19年度における概算医療費拠出金額、平成17年度における確定医療費拠出金額の算定方法は、次のとおりであること。

(1) 平成19年度における概算医療費拠出金の額

平成19年度における概算医療費拠出金の額の算定方法は、別紙1のとおりであること。

(2) 平成17年度における確定医療費拠出金の額

平成17年度における確定医療費拠出金の額の算定方法は、次のとおりであること。

平成17年度確定医療費拠出金額＝前期確定医療費拠出金額(3～9月分)
+ 後期確定医療費拠出金額(10～2月分)

前期確定医療費拠出金及び後期確定医療費拠出金の額の算定方法については、別紙2のとおりであること。

2 平成19年度における事務費拠出金の額

平成19年度における事務費拠出金の額の算定方法は、次のとおりであること。

事務費拠出金額＝基金事務費分 + 審査支払事務費分

(1)

(2)

(1) 基金事務費分＝平成19年度一人当たり業務運営費×加入者見込数

(2) 審査支払事務費＝平成19年度1件当たり審査支払事務費×審査支払見込件数

第2 平成19年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る割合及び率を定める政令（別添1）

1 老人加入率の下限割合

老人保健法による平成19年度における医療費拠出金の額の算定に係る老人加入率の下限となる割合を100分の1.18とすることとした。（第1条）

2 調整対象外医療費見込額に係る率

老人保健法による平成19年度における医療費拠出金の額の算定に係る老人医療費見込額のうち老人加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を100分の139とすることとした。（第2条）

3 負担調整基準率

老人保健法による平成19年度における医療費拠出金の額の算定に係る負担調整に関し、医療費拠出金の実質的負担額が法定給付費や医療費拠出金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、100分の25とすることとした。（第3条）

第3 平成19年度における拠出金の算定に用いられる見込数等（老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（別添1））

平成19年度の老人医療費拠出金の算定に当たっては、平成17年度の確定医療費拠出金に係る経過措置を規定する必要があり、老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令において定める算定式の公費負担割合（50／100）を前期42／100、後期46／100とそれぞれ読み替えることとした。

第4 平成19年度における老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（別添2）

平成19年度における老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を別添2のとおり公示した。

第5 老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令その他関係省令の規定に基づく平成19年度における全保険者平均老人加入率見込値等を公示する件（別添2）

老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令その他関係省令の規定に基づき、平成19年度における全保険者平均老人加入率見込値等を別添2のとおり公示した。

(五)一)

<平成19年度概算医療費拠出金の算定方法（老人保健法第55条）>

※以下、法第55条と略す。

《I 概算負担調整基準超過保険者》（法第55条第1項第1号）

概算負担調整基準超過保険者：概算加入者調整率^①が1を超える保険者のうち
 法第55条第1項第1号イ
 負担調整前概算医療費拠出金相当額^②—公費負担相当額^③×
 調整後後の老人医療費見込額^④ ×
 費用の見込額^⑤ ×
 負担調整基準率^⑥となるもの
 > (負担調整前概算医療費拠出金相当額^② + 保険者の給付に要する費用)
 法第55条第3項
 法第55条第1項第1号口[2]

概算医療費拠出金 = 負担調整前概算医療費拠出金相当額^① — 負担調整対象見込額^② + 負担調整見込額^③

$$\text{①負担調整前概算医療費拠出金相当額} = \{ (\text{老人医療費見込額}^{\text{④}} - \text{調整対象外医療費見込額}^{\text{⑤}}) \times \text{概算加入者調整率}^{\text{⑥}} \\ + \text{調整対象外医療費見込額}^{\text{④}} (1\text{号口}) \} \times (1 - \text{特定費用概算率}^{\text{⑦}}) \times 6/12 \\ + \text{調整後老人医療費見込額} (= 1\text{号イ} + 1\text{号ロ}) \times \text{特定費用概算率}^{\text{⑦}}$$

法第55条第3項第2号

④老人医療費見込額 = 各保険者の老人医療費見込額

法第55条第1項第1号イ

法第55条第2項

⑤調整対象外医療費見込額 = 概算基準超過保険者の老人医療費見込額のうち、当該保険者の1人当たり老人医療費見込額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費見込額×政令で定める率」を超える部分として算定される額
 法第55条第3項第1号イ

全保険者平均老人加入率見込値

 各保険者の老人加入率見込値（下限あり=政令で定める率）
 を基礎として各保険者ごとに算定される率

⑥概算加入者調整率 =

 各保険者の老人医療費見込額
 法第55条第5項

⑦特定費用概算率 =

 各保険者の老人医療費見込額
 法第55条第5項

⑧概算基準超過保険者 = 1人当たり老人医療費見込額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費見込額×政令で定める率」を超える保険者
 法第55条第3項第1号イ

②負担調整対象見込額 = 負担調整前概算医療費提出金相当額^① - (公費負担相当分控除後の老人医療費見込額^② + 負担調整基準見込額^③)
法第55条第1項第1号
法第55条第1項第1号口

③公費負担相当分控除後の老人医療費見込額 = 各保険者の老人医療費見込額^④ × (1 - 特定費用概算率^⑤) × 6/12
+ 各保険者の老人医療費見込額^⑥ × 特定費用概算率^⑦
法第55条第1項第1号
法第55条第1項第1号口

⑩負担調整基準見込額 = (負担調整前概算医療費提出金相当額^⑧ + 保険者の給付に要する費用の見込額^⑨) × 負担調整基準率^⑩
法第55条第1項第1号
法第55条第1項第1号口

⑪保険者の給付に要する費用の見込額 = 医療保険各法の規定による医療に関する給付のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用の平成19年度における見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額(=若人給付費見込額+退職・日雇拠出金見込額)
法第55条第1項第1号口[2]

⑫負担調整基準率 = 1人当たり老人医療費の動向等を勘案して25/100以上において政令で定める率
法第55条第6項

⑬負担調整見込額 = (負担調整前概算医療費提出金相当額^⑪ - 負担調整対象見込額^⑫) × 概算負担調整加算率^⑬
法第55条第4項

⑭概算負担調整加算率 = $\frac{\text{負担調整対象見込額}^{\text{⑫}} \text{の総額}}{\text{負担調整前概算医療費提出金相当額}^{\text{⑪}} \text{の総額} - \text{負担調整対象見込額}^{\text{⑫}} \text{の総額}}$ を基礎として厚生労働大臣が定める率
法第55条第4項

« II 概算負担調整基準超過保険者以外の保険者» (法第55条第1項第2号)

概算医療費提出金 = 負担調整前概算医療費提出金相当額^⑪ + 負担調整見込額^⑬

①負担調整前概算医療費提出金相当額 → I 概算負担調整基準超過保険者と同じ
法第55条第3項

③負担調整見込額 = 負担調整前概算医療費提出金相当額^⑫ × 概算負担調整加算率^⑬
法第55条第4項

⑮概算負担調整加算率 → I 概算負担調整基準超過保険者と同じ
法第55条第4項

<平成17年度確定医療費拠出金の算定方法（17年度に係る改正法附則第19条の規定により読み替えて適用される附則第17条）>

※以下、改正法附則第17条と略す。

◎ 前期分

« I 前期確定負担調整基準超過保険者» (改正法附則第17条第1項)

前期確定負担調整基準超過保険者：前期確定加入者調整率^⑥が1を超える保険者のうち

改正法附則第17条第1項第1号イ(1)

$$\text{前期負担調整前確定医療費拠出金相当額}^① \times \text{公費負担相当分控除後の前期老人医療費額}^② \\ > \langle \text{前期負担調整前確定医療費拠出金相当額}^① + \text{前期の保険者の給付に要する費用の額}^③ \rangle \times \text{前期負担調整基準率}^④ \text{となるもの} \\ \text{改正法附則第16条第6項} \\ \text{改正法附則第17条第1項第1号イ(2)(ii)}$$

$$\text{前期確定医療費拠出金} = \text{前期負担調整前確定医療費拠出金相当額}^① - \text{前期負担調整対象額}^② + \text{前期負担調整額}^③$$

$$= \langle \text{前期負担調整前確定医療費拠出金相当額}^① \times \text{前期確定加入者調整率}^⑤ \times \text{前期調整対象外医療費額}^⑥ \text{ (1号口)} \rangle$$

$$= \frac{\langle \text{前期老人医療費額}^⑦ - \text{前期調整対象外医療費額}^⑧ \rangle \times \text{前期確定加入者調整率}^⑨ + \text{前期調整対象外医療費額}^⑩ \times \text{各保険者の前期に要する費用の額}^⑪ \times 30\%}{\langle 1 - \text{前期特定費用確定率} \rangle \times \text{各保険者の前期老人医療費額}^⑫} \times 7/10$$

$$+ \text{前期調整後老人医療費額}^⑬ (= 1 \text{号イ} + 1 \text{号ロ}) \times \frac{\langle \text{各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額} - \text{各保険者の前期特定費用額} \rangle \times 34\% \times 66/100}{\langle 1 - \text{前期特定費用確定率} \rangle \times \text{各保険者の前期老人医療費額}^⑭}$$

$$+ \text{前期調整後老人医療費額}^⑮ (= 1 \text{号イ} + 1 \text{号ロ}) \times \frac{\langle \text{各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額} - \text{各保険者の前期特定費用額} \rangle \times 38\% \times 62/100}{\langle 1 - \text{前期特定費用確定率} \rangle \times \text{各保険者の前期老人医療費額}^⑯}$$

$$+ \text{前期調整後老人医療費額}^⑰ (= 1 \text{号イ} + 1 \text{号ロ}) \times \frac{\langle \text{各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額} - \text{各保険者の前期特定費用額} \rangle \times 42\% \times 58/100}{\langle 1 - \text{前期特定費用確定率} \rangle \times \text{各保険者の前期老人医療費額}^⑲}$$

(ふるさと)

※請求遅れ等の医療費については、現物給付は診療月の公費負担割合、現金給付は支給決定月の公費負担割合という従来の扱いに則る。

④前期老人医療費額 = 各保険者の平成17年10月1日前の老人医療費額

改正法附則第17条第1項第1号イ(1)

⑤前期調整対象外医療費額 = 前期基準超過保険者の前期老人医療費額のうち、当該保険者の前期1人当たり老人医療費額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費額×政令で定める率」を超える部分として算定される額
改正法附則第17条第3項第1号イ

⑥前期確定加入者調整率 = $\frac{\text{前期全保険者平均老人加入率}}{\text{各保険者の前期老人加入率} \times \text{下限あり=政令で定める率}}$

⑦前期特定費用確定率 = $\frac{\text{各保険者の前期特定費用額}}{\text{各保険者の前期老人医療費額}}$

⑧確定前期基準超過保険者 = 前期1人当たり老人医療費額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費額×政令で定める率」を超える保険者
改正法附則第17条第3項第1号イ

⑨前期負担調整対象額 = 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額① - (公費負担相当分控除後の前期老人医療費額② + 前期負担調整基準額③)
改正法附則第17条第1項第1号イ(1) 改正法附則第17条第1項第1号イ(2)

= 各保険者の前期老人医療費額 × (1 - 前期特定費用確定率④) × $\frac{\text{各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額 (公費 30\%)} - \text{各保険者の前期老人医療費額}}{(1 - 前期特定費用確定率) \times \text{各保険者の前期老人医療費額}}$ × 7/10

+ 各保険者の前期老人医療費額 × (1 - 前期特定費用確定率) × 各保険者の前期老人医療費額 × $\frac{[(各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額 - 各保険者の前期特定費用額) / \text{公費 34\%}]}{(各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額 - 各保険者の前期特定費用額) / \text{公費 38\%}}$ × 66/100

+ 各保険者の前期老人医療費額 × (1 - 前期特定費用確定率) × (1 - 前期特定費用確定率) × $\frac{[(各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額 - 各保険者の前期特定費用額) / \text{公費 42\%}]}{(各保険者の前期に行われた医療等に要する費用の額 - 各保険者の前期特定費用額) / \text{公費 58\%}}$ × 62 / 100

+ 各保険者の前期老人医療費額 × (1 - 前期特定費用確定率) × 各保険者の前期老人医療費額 × (1 - 前期特定費用確定率) × 各保険者の前期老人医療費額

+ 各保険者の前期老人医療費額 × 前期特定費用確定率

※請求連れ等の医療費については、現物給付は診療月の公費負担割合、現金給付は支給決定月の公費負担割合といふ從来の扱いに則る。

⑩前期負担調整基準額 = (前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^①+前期費用の見込額^②)
改正法附則第17条第1項第1号イ(2)
× 前期負担調整基準率^③

⑪ 前期に行われる保険者の給付に要する費用の見込額 = 医療保険各法の規定による医療に関する給付のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用の平成17年度における額のうち平成17年10月1日前に行われたものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額（=前期の若人給付費額+前期の退職・日雇拠出金額）

⑫ 前期負担調整基準率 = 1人当たり老人医療費の動向等を勘案して25/100以上において政令で定める率
改正法附則第16条第6項

⑬前期負担調整額 = (前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^①-前期負担調整対象額^②) × 前期確定負担調整加算率^③
改正法附則第17条第4項

前期内負担調整対象額^②の総額
⑭前期確定負担調整加算率 = 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^①の総額-前期負担調整対象額^②の総額
改正法附則第17条第4項

※ II 前期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者» (改正法附則第17条第1項第1号ロ)
前期確定医療費拠出金 = 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^① + 前期負担調整見込額^③

⑮前期負担調整前確定医療費拠出金相当額 → I 前期確定負担調整基準超過保険者と同じ
改正法附則第17条第3項

⑯前期負担調整額 = 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額^①×前期確定負担調整加算率^③
改正法附則第17条第4項

⑰前期確定負担調整加算率 → I 前期確定負担調整基準超過保険者と同じ
改正法附則第17条第4項

◎ 後期分

« I 後期確定負担調整基準超過保険者» (改正法附則第17条第1項第2号イ)

後期確定負担超過保険者：後期確定加入者調整率②が1を超える保険者のうち

$$\text{後期負担調整前確定医療費拠出金相当額}^① \times \frac{\text{公費負担相当分削除後の後期老人医療費額}}{\text{後期負担調整前確定医療費拠出金相当額}^① + \text{後期の保険者に要する費用の額}^①} \times \frac{\text{後期負担調整基準率}^③}{\text{後期負担調整基準率}^③} \text{となるもの}$$

(後期負担調整前確定医療費拠出金相当額) + (後期の保険者に要する費用の額)

改正法附則第17条第2項第1号イ(2)(ii) 改正法附則第16条第1項

↓

後期確定医療費拠出金 = 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額① - 後期負担調整対象額② + 後期負担調整額③

$$\begin{aligned} & \text{①後期負担調整前確定医療費拠出金相当額}^{\text{改正法附則第17条第1号イ}} \\ & = \left(\frac{\text{(後期老人医療費額}^③ - \text{後期調整対象外医療費額}^⑤) \times \text{後期確定加入者調整率}^⑥}{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額}^④} + \frac{\text{後期調整対象外医療費額}^⑤}{\text{各保険者の後期老人医療費額}} \right) \times 7/10 \\ & \quad \times (1 - \text{後期特定費用確定率}^⑦) \times \frac{\text{後期調整後老人医療費額}^{\text{改正法附則第17条第7項1号イ}}}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \\ & \quad + \text{後期調整後老人医療費額}^{\text{改正法附則第17条第1号イ}} \times \frac{\text{(各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額} - \text{各保険者の後期特定費用額}) \times \text{公費} 34\%}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 66/100 \\ & \quad + \text{後期調整後老人医療費額}^{\text{改正法附則第17条第1号イ}} \times \frac{\text{(各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額} - \text{各保険者の後期特定費用額}) \times \text{公費} 38\%}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 62/100 \\ & \quad + \text{後期調整後老人医療費額}^{\text{改正法附則第17条第1号イ}} \times \frac{\text{(各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額} - \text{各保険者の後期特定費用額}) \times \text{公費} 42\%}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 58/100 \\ & \quad + \text{後期調整後老人医療費額}^{\text{改正法附則第17条第1号イ}} \times \frac{\text{(各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額} - \text{各保険者の後期特定費用額}) \times \text{公費} 46\%}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 54/100 \\ & \quad + \text{後期調整後老人医療費額}^{\text{改正法附則第17条第7項第2号}} \end{aligned}$$

※請求遅れ等の医療費については、現物給付は診療月の公費負担割合、現金給付は支給決定月の公費負担割合という從来の扱いに則る。

④後期老人医療費額 = 各保険者の平成17年10月1日以後の老人医療費額

改正法附則第17条第1項第2号イ(1)

⑤後期調整対象外医療費額 = 後期基準超過保険者の後期老人医療費額のうち、当該保険者の後期1人当たり老人医療費額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費額×政令で定める率」を超える部分として算定される額
改正法附則第17条第7項第1号イ

⑥後期確定加入者調整率 = $\frac{\text{後期全保険者平均老人加入率}}{\text{各保険者の後期老人加入率(下限あり=政令で定める率)}}$ を基礎として各保険者ごとに算定される率

改正法附則第17条第6項

⑦後期特定費用確定率 = $\frac{\text{各保険者の後期特定費用額}}{\text{各保険者の後期老人医療費額}}$

改正法附則第17条第9項

⑧確定後期基準超過保険者 = 後期1人当たり老人医療費額が「全保険者平均の1人当たり老人医療費額×政令で定める率」を超える保険者
改正法附則第17条第7項第1号イ

⑨公費負担調整対象額 = 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^① - (公費負担相当分控除後の後期老人医療費額^② + 後期負担調整基準額^③)
改正法附則第17条第1項第2号イ(1)

改正法附則第17条第1項第2号イ(2)

⑩公費負担相当分控除後の後期老人医療費額 改正法附則第17条第1項第2号イ(1)
= 各保険者の後期老人医療費額^④ × (1 - 後期特定費用確定率^⑤) × $\frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額(公費30%)}}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 7 / 10$

+ 各保険者の後期老人医療費額 × (1 - 後期特定費用確定率^⑤) × $\frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額(公費34%)}}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 66 / 100$

+ 各保険者の後期老人医療費額 × (1 - 後期特定費用確定率^⑤) × $\frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額(公費38%)}}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 62 / 100$

+ 各保険者の後期老人医療費額 × (1 - 後期特定費用確定率^⑤) × $\frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額(公費42%)}}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 58 / 100$

+ 各保険者の後期老人医療費額 × (1 - 後期特定費用確定率^⑤) × $\frac{\text{各保険者の後期に行われた医療等に要する費用の額(公費46%)}}{(1 - \text{後期特定費用確定率}) \times \text{各保険者の後期老人医療費額}} \times 54 / 100$

+ 各保険者の後期老人医療費額 × 後期特定費用確定率^⑤

※請求遅れ等の医療費については、現物給付は診療月の公費負担割合、現金給付は支給決定月の公費負担割合と、従来の扱いに則る。

⑩後期負担調整基準額 = (後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^① + 後期に行われる保険者の給付に要する費用の見込額^②)

改正法附則第17条第1項第2号イ(2)
× 後期負担調整基準率^③

⑪後期に行われる保険者の給付に要する費用の見込額 = 医療保険各法の規定による医療に関する給付のうち厚生労働省令で定めるものに該当するもののに要する費用の平成17年度における額のうち平成17年10月1日以後に行われたものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額(=後期の若人給付費額+後期の退職・日雇派出金額)

⑫後期負担調整基準率 = 1人当たり老人医療費の動向等を勘案して25/100以上において政令で定める率
改正法附則第16条第1項

⑬後期負担調整額 = (後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^① - 後期負担調整対象額^②) × 後期確定負担調整加算率^③
改正法附則第17条第8項

(⑭後期確定負担調整加算率 = 後期負担調整対象額^②の総額
改正法附則第17条第8項
後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^①の総額 - 後期負担調整対象額^②の総額
) を基礎として厚生労働大臣が定める率

後期確定医療費拠出金相当額^① + 後期負担調整見込額^③
『後期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者』(改正法附則第17条第1項第2号ロ)

⑮後期負担調整基準超過保険者 → 1 後期確定負担調整基準超過保険者と同じ
改正法附則第17条第7項

⑯後期負担調整額 = 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額^① × 後期確定負担調整加算率^③
改正法附則第17条第8項
⑰後期確定負担調整加算率 → 1 後期確定負担調整基準超過保険者と同じ
改正法附則第17条第8項
改正法附則第17条第9項

(号外外)
独立行政法人 国立印刷局

○法人税法施行令の一部を改正する政 令 (八三)	二〇〇	○電気事業者による新エネルギー等の 利用に関する特別措置法施行令の一 部を改正する内閣府令 (同三〇)	二二二
○相続税法施行令の一部を改正する政 令 (八四)	二〇一	○財務諸表等の用語、様式及び作成方 法に関する規則等の一部を改正する 内閣府令 (同三一)	二二三
○地価税法施行令の一部を改正する政 令 (八五)	二〇二	○公害健康被害の補償等に関する法律 施行令の一部を改正する政令 (九八)	二二四
○登録免許税法施行令の一部を改正す る政令 (八六)	二〇三	○民事法関係手数料令の一部を改正す る政令 (九九)	二二五
○消費税法施行令の一部を改正する政 令 (八七)	二〇四	○国民年金法施行令等の一部を改正す る政令 (一〇〇)	二二六
○印紙税法施行令の一部を改正する政 令 (八七)	二〇五	○地方分権改革推進法の施行期日を定 める政令 (一〇一)	二二七
○国税徴収法施行令の一部を改正する 政令 (八九)	二〇六	○地方公務員等共済組合法施行規程の 一部を改正する命令 (内閣府・総務・文部科学一)	二二八
○國税通則法施行令の一部を改正する 政令 (九〇)	二〇七	○情報通信産業特別地区の区域内にお ける事業の認定申請等に関する命令 の一部を改正する命令 (内閣府・総務・経済産業一)	二二九
○租税特別措置法施行令の一部を改正 する政令 (九一)	二〇八	○沖縄振興開発金融公庫法施行規則の 一部を改正する命令 (内閣府・総務・文部科学一)	二三〇
○租税特別措置法施行令の一部を改正 する政令 (九二)	二〇九	○東ティモール選舉監視国際平和協力 隊の設置等に関する政令 (一〇三)	二三一
○阪神・淡路大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法 律施行令の一部を改正する政 令 (九三)	二一〇	○内閣府本府組織令の一部を改正する 政令 (一〇四)	二三二
○沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適 用の特別措置等に関する政令の一部 を改正する政令 (九四)	二一一	○沖縄振興開発金融公庫による商業勞 働者住宅資金の融通に関する命令の 一部を改正する命令 (同三)	二三三
○沖縄振興特別措置法施行令の一部を 改正する政令 (九五)	二一二	○平成十九年度における老人保健法に よる医療費拠出金の額の算定に係る 割合及び率を定める政令 (一〇八)	二三四
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体 職員共済組合制度の統合を図るため の農林漁業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律の施行に伴う存続 組合が支給する特例年金給付等に關 する政令 (九六)	二一三	○地方税法施行規則の一部を改正する 省令 (総務四三)	二三五
○内閣府所管旅費取扱規則の一部を改 正する内閣府令 (内閣府二八)	二一四	○地方公務員等共済組合法施行規則の 一部を改正する省令 (同四四)	二三六
○金融業に付随する業務及び金融業務 に係る事業認定の申請等に關する内 閣府令の一部を改正する内閣府令 (同二九)	二一五	○租税条約の実施に伴う所得税法、法 人税法及び地方税法の特例等に關す る法律の施行に関する省令 (総務・財務一)	二三七
○非常勤消防団員等に係る損害賠償の 基準を定める政令の一部を改正する 政令 (八〇)	二一六	○租税条約の実施に伴う所得税法、法 人税法及び地方税法の特例等に關す る法律の施行に関する省令 (総務・財務一) (以下次のページへ続く)	二三八
○消防団員等公務災害補償等責任共済 等に関する法律施行令の一部を改正 する政令 (八一)	二一七	○平成十九年度における老人保健法に よる医療費拠出金の額の算定に係る 割合及び率を定める政令 (一〇八)	二三九
○所得税法施行令の一部を改正する政 令 (八二)	二一八	○内閣府所管旅費取扱規則の一部を改 正する内閣府令 (内閣府二八)	二四〇
○内閣府令の一部を改正する内閣府令 (同二九)	二一九	○金融業に付隨する業務及び金融業務 に係る事業認定の申請等に關する内 閣府令の一部を改正する内閣府令 (同二九)	二四一
○本日公布された法令の「あらまし」は 四ページに掲載されています。	二二〇	○公正取引委員会事務総局組織規則の 一部を改正する内閣府令 (同三〇)	二四二

- | | |
|--|---|
| ○地価税法施行規則の一部を改正する省令(同一五) | ○防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び装備本部組織規則等の一部を改正する省令(防衛四) |
| ○国税通則法施行規則の一部を改正する省令(同一六) | ○人事院規則一一八(職員の定年)の一部を改正する人事院規則(同一一八一二) |
| ○登録免許税法施行規則の一部を改正する省令(同一六) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○国税徴収法施行規則の一部を改正する省令(同一七) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一八) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一九) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○法務省組織規則の一部を改正する省令(同一〇) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○地方更生保護委員会事務局組織規則(同一一) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○保護観察所組織規則(同一二) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令(同一三) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令(同一四) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○公安調査庁組織規則の一部を改正する省令(同一五) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○減価償却資産の耐用年数等に関する省令(同一六) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令(同一七) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○漁業登録令施行規則の一部を改正する省令(農林水産二〇) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業二三) | ○人事院規則一一一〇(職員の留守院規則(同一〇一一二一))の「部を改正する人事院規則(同一〇一一二一)」 |
| ○回路配線利用権等の登録に関する省令の一部を改正する省令(同一四) | ○人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則(同一九一三〇一五九) |
| ○電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一五五一八九) | ○人事院規則九一四〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する人事院規則(同一九一四〇一七七) |
| ○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件(内閣府三) | ○人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則(同一九一五五一八九) |

- 二十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）

二十一 特定商取引に関する法律（昭和五十年法律第五十七号）

二十二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

二十三 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）

二十四 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）

二十五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）

二十六 有価証券による投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）

二十七 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）

二十八 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）

二十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）

三十 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）

三十一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）

三十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）

三十三 保険業法（平成七年法律第二百五号）

三十四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十四年法律第九十二号）

二十五 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）

三十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）

三十七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

三十八 信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）

（消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律）

第二条 消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）

二 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十年法律第一百一号）

三 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）

附 則
この政令は、消費者契約法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十六号)の施行の日(平成十九年六月七日)から施行する。

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する
内閣府令

公正取引委員会事務總局組織規則の一部を
改正する内閣府令

平成十九年度における老人保健法による医療費の額の算定に係る割合及び率を定める政令をここに公布する。

平成十九年三月三十日
内閣總理大臣 安倍晋三

政令第百八号 「老健法による」 「手帳による老人保健法による」

平成十九年度における老人保健法による介護費拠出金の額の算定に係る割合及び率を示す。

定める政令
内閣は、老人保健法（昭和五十七年法律第八
号第五十五条第二項、第三項第一号イ及び第

号 第五十五条第二項 第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 平成十九年度における老人保健法第五
五条第一項 の政令で定める割合は、百分の一

（調査対象外医療費見込額に係る率）
一八とする。

第二条 平成十九年度における老人保健法第五
五条第三項第一号イの政令で定める率は、百

の百三十九とする。
(負担調整基準率)

第三条 平成十九年度における老人保健法第五十五条第六項の政令で定める率は、百分の二十九

とする。附則

この政令は平成十九年四月一日から施行する。
厚生労働大臣 横澤 伯夫
内閣総理大臣 安倍 駿三

方の
事

府
文

○内閣府令第二十八号
国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十三年五月十一日号）^{主に}内閣府新

年法律第二百四十四号)を実施するため内閣府令に旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日
内閣総理大臣 安倍晋三

内閣総理大臣 安倍

府令

（附則）この府令は、平成十九年四月一日から施行する。
○内閣府令第三十号
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務局組織規則（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、二十七年政令第三百七十三号を改正する。公認取引委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

第百二十二条に次の二項を加へる。
社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける医療法人については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第九十五号)の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百一号)第二十八条第一項及び第三項の規定に基づき、金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び証券取引法施行令（昭和四五年政令第三百二十号）の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のようて定める。

る。第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「企画官」を付し、第一章第一節中同条の次に次の一項を加える。

第二条の二 国際譲に、企画官一人を置く。

企画官は、命を受けて、国際譲の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに

二 すべての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

- | | | | |
|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | | | |
| 第十三条
見出し | 一人当たり老人医療費額 | 平成十七年度前期一人当たり老人医療費額 | 平成十七年度前期一人当たり老人医療費額 |
| 第十五条
法第五十六条第三項第一号イ | 平成十七年度前期老人医療費額 | 平成十七年度前期老人医療費額 | 平成十七年度前期老人医療費額 |
| 第七十五歳以上の加入者等一人当たりの
老人医療費額 | 第七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期
老人医療費額 | 第七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期
老人医療費額 | 第七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期
老人医療費額 |
| 当該保険者に係る老人医療費額 | 当該保険者に係る老人医療費額 | 当該保険者に係る老人医療費額 | 当該保険者に係る老人医療費額 |

当該年度の前々年度における当該 七十五歳以上の加入者等の数		第十四条 (見出し) を含む)	
一人平均老人医療費額	法第五十六条第三項第一号イ	平成十七年度前期一人平均老人医療費額	平成十七年度四月一日から同年九月三十日までの期間における平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第六項に規定する後期確定加入者調整率(以下「平成十七年度後期確定加入者調整率」という)は、次項に規定する平成十七年度後期粗確定加入者調整率に第三項に規定する平成十七年度後期確定加入者調整率を乗じて得た率とする。
以下単に	以下	平成十七年度前期老人医療費額の総額をす べての	平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第三項第一号イ
年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣 調整対象外医療費額	厚生労働大臣	平成十七年度前期老人医療費額から 平成十七年度前期一人平均老人医療費額	平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第三項第一号イに規定する前記調整対象外医療費額
以下單に	以下	平成十七年度前期老人医療費額から 平成十七年度前期一人平均老人医療費額	平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第三項第一号イに規定する前記調整対象外医療費額
老人医療費額から 一人平均老人医療費額	当該	平成十七年度に係る	平成十七年四月一日から同年九月三十日までの期間における七十五歳以上の加入者等の数
当該年度の前々年度に係る 当該年度の前々年度における当該 七十五歳以上の加入者等の数	当該	平成十七年四月一日から同年九月三十日までの期間において	平成十七年四月一日から同年九月三十日までの期間における七十五歳以上の加入者等の数

63

平成十七年度後期確定補正保険数は、第一として厚生労働大臣が定める率とする。すべての保険者に係る次に掲げる額

イ
次に掲げる飯の合時部

栗じて得た額に 附則第四十一条の二第一項

(2) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医

市ノ内に歸る事で除して尋た事を乘じて空た

卷之三

母子手帳の記録

確定率を控除して得た率を乗じて得た額に

5) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医

卷之三

名保勝者に係る平成二十年度全国競走大会

すべての保険者に係る次に掲げる額の合計額の範

1) 各保険者に係る平成十七年度後期調整対象医

ヒラタノルマニヒキテノリソ、西宮城四十一條目

卷一百一十一

期額確定加入者割引率を算出して得た額は

額で除して得た率を乘じて得た額の百分の六十

期粗確定加入者調整率を乗じて得た額に、

原田參一著『日本の歴史』

(4) 各保險者請各成立局，二十年用盡其額，至次年再行

附則第四十二条の二

(5)

卷之十一

新研究加入者調整率を乗じて得た総計見

年度後期特定費用確定率を乗じて得た額

第四十二条の十 平成十七年度後期全保険者平均老人加入率は、すべての保険者に係る平成十七年十一月一日から平成十八年三月三十一までの期間における七十五歳以上の加入者等の数の総数をすべての保険者に係る当該期間における加入者の総数で除して得た率とする。

見出し 第十三条		一人当たり老人医療費額	
法第五十六条第三項第一号イ		平成十七年度後期一人当たり老人医療費額	
七十五歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額	七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額	平成十七年度に係る健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年改正法附則第二号イ)平成十四年改正法附則第十七条第七項第一号イ	平成十七年度に係る健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年改正法附則第二号イ)平成十四年改正法附則第十七条第七項第一号イ
当該保険者に係る老人医療費額	当該保険者に係る老人医療費額	平成十七年度の当該保険者に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定による平成十四年改正法附則第二号イ(以下「平成十七年度後期老人医療費額」という。)	平成十七年度の当該保険者に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第七項第一号イ(以下「平成十七年度後期老人医療費額」という。)
当該年度の前々年度における当該七十五歳以上の加入者等の数	当該	平成十七年十月一日から平成十八年二月三十日までの期間における平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第二号イ(以下「平成十七年度後期老人医療費額」という。)	平成十七年十月一日から平成十八年二月三十日までの期間における平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第二号イ(以下「平成十七年度後期老人医療費額」という。)
一人平均老人医療費額	当該	平成十七年度後期一人平均老人医療費額	平成十七年度後期一人平均老人医療費額
法第五十六条第三項第一号イ	平成十七年度後期一人平均老人医療費額	平成十七年十月一日から平成十八年二月三十日までの期間における平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第二号イ(以下「平成十七年度後期老人医療費額」という。)	平成十七年十月一日から平成十八年二月三十日までの期間における平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第二号イ(以下「平成十七年度後期老人医療費額」という。)
以下単に	以下	以下	以下
老人医療費額の総額を当該年度の前々年度におけるすべての	以下	以下	以下
七十五歳以上の加入者等の数	以下	以下	以下
年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣	以下	以下	以下
厚生労働大臣	以下	以下	以下

附則
この省令は、公布の日から施行する

二 附則第四十二条の七第一項に規定する平成十七年度前期全保険者平均老人加入率
附則第四十二条の十第一項に規定する平成十七年度後期全保険者平均老人加入率

第四十二条の十三 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、公示するものとする。

一 附則第四十二条の六第三項に規定する平成十七年度前期確定補正係数

二 附則第四十二条の八の規定により読み替えて適用される平成十五年改正後の老健算定省令第十四条に規定する平成十七年度前期一人平均老人医療費額

三 附則第四十二条の九第三項に規定する平成十七年度後期確定補正係数

四 附則第四十二条の十一の規定により読み替えて適用される平成十五年改正後の老健算定省令第十四条に規定する平成十七年度後期一人平均老人医療費額

五 平成十七年度に係る平成十四年改正附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第四項に規定する前期確定負担調整算加算率

六 平成十七年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第八項に規定する後期確定負担調整加算率

附則第四十二条の三第一号イに規定する平成十七年度後期特定費用確定率

して得た率
附則第四十二条の三第一号ハ(1)に掲げる額を同号ハ(2)に掲げる額で除して得た率
附則第四十二条の三第一号ニ(1)に掲げる額を同号ニ(2)に掲げる額で除して得た率
附則第四十二条の三第一号ホ(1)に掲げる額を同号ホ(2)に掲げる額で除して得た率
附則第四十二条の三第一号ヘ(1)に掲げる額を同号ヘ(2)に掲げる額で除して得た率

附則第四十二条の二第一号イに規定する平成十七年度前期特定費用確定率

附則第四十二条の二第一号ハ(1)に掲げる額を同号ハ(2)に掲げる額で算して得た率

加入率
附則第四十二条の二第一号イ(1)に掲げる額を同号イ(2)に掲げる額で除して得た率

附則第四十二条の七第二項に規定する平成十七年度前期保険者別老人
加入率

小数点以下八位未満を四捨五入する

- 中小企業退職金共済法第十一条第一項第三号口及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号口(1)の支給率を定める件 (同八三)
- 中小企業退職金共済法施行令第一条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同八四)
- 中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同八五)
- 中小企業退職金共済法第二十八条第一条の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同八六)
- 中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同八七)
- 中小企業退職金共済法第三十一条第二項第三項第一号イの厚生労働大臣が定めた率を定める件 (同八八)
- 平成十九年度における老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令その他の関係省令の規定に基づき、平成十九年度における全保険者平均老人加入率見込直等を公示する件 (同八九)
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件を廃止する件 (同九一)
- 厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件 (同九二)
- 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益事業の一部を改正する件 (同九三)

- 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため事業主が講すべき措置に関する指針の一部を改正する件 (同九四)
- 診療報酬の算定方法の一部を改正する件 (同九五)
- 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件 (同九六)
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件 (同九七)
- 健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法の一部を改正する件 (同九八)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件 (同九九)
- 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養の一部を改正する件 (同一〇〇)
- 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部を改正する件 (同一〇一)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件 (同一〇二)
- 国内ハンセン病療養所非入所者給与金支給規程の一部を改正する件 (同一〇三)
- 厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件 (同一〇四)
- 社会福祉法施行令第四条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることでできる公益事業の一部を改正する件 (同一〇五)
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同一〇六)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件 (同一〇七)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する件 (同一〇八)
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件 (同一〇九)
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件 (同一〇九)
- 労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定めるボイラーエンジニア免許規程の一部を改正する件 (同一一二)
- ボイラーエンジニア接種士及びボイラーエンジニア溶接士及び物等の一部を改正する件 (同一一二)
- 厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件 (同一一二)
- 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成十九年度の単位掛金額を定める件 (同一一二〇)
- 結核医療の基準を定める件 (同一一二一)
- 感染症指定医療機関医療担当規程を定める件の一部を改正する件 (同一一二二)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬を定める件の全部を改正する件 (同一一二三)
- 出入国管理及び難民認定法の規定に基づく指定医として医師を指定する件等を廃止する件 (同一一二四)
- 個人情報の保護に関する法律第八条の規定に基づき個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインの全部を改正する件 (厚生労働・経済産業二)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件 (同一一二五)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件 (以下次のページへ続く)

別表第七マウント・バッテンブレイラーの項中「埼玉県比企郡小川町小川11004番地」を「埼玉県比企郡小川町小川11004」に改め、同表に次のように加える。

フレイルセンス日本語版

有限会社エクストラ

静岡県静岡市清水区谷田12番24

七年	○・○四
八年	○・○四
九年	○・○四
一〇年	○・〇四

○厚生労働省告示第八十三号
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成十四年政令第二百九十二号)以下「経過措置政令」という。)第七条第二項の規定に基づき、平成十九年度に係る政令(平成十四年政令第二百九十二号)第十一条第二項第三号口及び経過措置政令第二条第一項第三号口(1)の支給率は、○とする。

平成十九年三月三十日

○厚生労働省告示第八十四号
中小企業退職金共済法施行令(昭和三十九年政令第八十八号)第二条第一号及び第二号の規定に基づき、平成十八年四月一日前に退職した被共済者であつて平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成十八年四月一日前に退職した被共済者であつて平成十九年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から平成二十年三月三十日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成十九年四月一日以後平成二十年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号の厚生労働大臣が定める率及び同条第二号の厚生労働大臣が定める率は、○とする。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

平成十九年三月三十日

○厚生労働省告示第八十五号
中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十二条第二項の規定に基づき、平成十八年四月一日前に退職した被共済者であつて平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成十八年四月一日以後平成十九年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から平成二十年三月三十日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成十九年四月一日以後平成二十年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号の厚生労働大臣が定める率は、年一パーセントとする。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

平成十九年三月三十日

○厚生労働省告示第八十六号
中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第二十八条第一項の規定に基づき、平成十九年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約の効力が生じた場合は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

平成十九年三月三十日

○厚生労働省告示第八十七号
中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第三十条第二項第一号イの規定に基づき、平成十九年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める率は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成十四年政令第二百九十二号)第十条の施行日前退職金共済契約の被共済者については年〇パーセントとし、同条の施行日以後退職金共済契約の被共済者については年〇パーセントとする。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

平成十九年三月三十日

○厚生労働省告示第八十八号
確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)附則第二十八条第三項第一号の規定に基づき、平成十九年度に係る同号の厚生労働大臣が定める率は、年〇パーセントとする。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

平成十九年三月三十日

○厚生労働省告示第八十九号
老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十五条第四項及び関係法令の規定に基づき、平成十九年度における老人保健法による保険者の拠出金の額の算定について厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)第十八条第一項及び老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第百三十六号)附則第四十二条の十三第一項の規定により公示する。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

平成十九年三月三十日

○厚生労働省告示第九十号
老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令(以下「省令」という。)第四条に規定する算定率

省令第五条第一項第二号に規定する率

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

省令第七条第一項第一号口に規定する率

省令第八条第一項第二号に規定する率

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

省令第九条第三項に規定する概算補正係数

省令第十一条の二に規定する一人平均老人医療費見込額

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

省令第十六条第一項第一号に規定する額

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

過去勤務期間の年数	率	分	
		率又は額	額
一年	○	○	○
二年	○	○	○
三年	○	○	○
四年	○・〇一	○	○
五年	○・〇一	○	○
六年	○・〇一	○	○

○厚生労働省告示第九十号
老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）第十八条第二項、老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第百三十六号）附則第四十二条の十三第二項及び介護保険法等の施行に伴う厚生省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）附則第二十四条の規定に基づき、平成十九年度における全保険者平均老人加入率見込値等を次のように公示する。

区分	分	率
老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令(以下「省令」という)第十条第一項に規定する全保険者平均老人加入率見込値	○・一〇一〇六三三一	○・一〇一〇六三三一
改正する省令(以下「改正省令」という)附則第四十二条の七第一項に規定する平成十七年度前期全保険者平均老人加入率	○・一〇九六四八一五	○・一〇九六四八一五
改正省令附則第四十二条の十第一項に規定する平成十七年度後期全保険者平均老人加入率	○	○
介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。)第二十八条の規定によりなお從前の例によることとされた施設法第二十四条の規定による改正なお從前の例によることとされた老人保健法(昭和五十七年法律第八十八号。以下「旧老人保健法」という。)第四十条の規定による改正なお從前の例によることとされた老人保健法(昭和五十七年法律第八十八号。以下「旧老人保健法」という。)第一項に規定する費用に係る老人保健施設療養費等(以下「旧老人保健施設療養費等」という。)第五条第二項に規定する老人保健施設療養費等概算率(以下「旧老人保健施設療養費等概算率」という。)	○	○
平成十七年十月一日以前における旧老人保健施設療養費等概算率用に係る老人保健施設療養費等確定率(「旧老人保健法」第五十六条に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。以下同じ。)第二項に規定する老人保健施設療養費等概算率(「旧老人保健法」第五十六条に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。以下同じ。)第一項に規定する費用に係る老人保健施設療養費等概算率	マイナス〇・〇〇〇〇〇 七五四五六五七二六	マイナス〇・〇〇〇〇〇 一一三三二一一三
○厚生労働省告示第九十一号	平成十九年三月三十一日	平成十九年三月三十日
○厚生労働省告示第四十一号(高齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件)は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。	厚生労働大臣 柳澤 伯夫	厚生労働大臣 柳澤 伯夫
○厚生労働省告示第九十二号	平成十九年三月三十一日	平成十九年三月三十日
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務を定める	厚生労働大臣 柳澤 伯夫	厚生労働大臣 柳澤 伯夫